

## よくあるご質問（事業主の方へ支援）

① これから障害者の雇用を検討しているのですが・・・

Q1：障害のある人はどんな仕事ができますか？

→障害の部位や状況によって様々な仕事が考えられます。京都障害者職業センター（以下「当センター」という。）では、障害者を雇用している事業所を業種や障害ごとにデータベース化した「障害者雇用事例リファレンスサービス」(<http://www.ref.jeed.or.jp>) をご紹介しています。また、御社を訪問して、どのような仕事の設定できるかご提案もさせていただきます。

Q2：他の企業の取り組みを知りたいのですが？

→当センターでは事業主支援ワークショップを開催し、障害者雇用に取り組む企業様同士が情報交換できる機会を設けています。また、障害のある人が就業している企業の見学のコーディネート、従業員研修のため講師派遣等のサポートも行っています。

Q3：人材・求職者を探しているのですが、紹介してもらえますか？

→当センターでは、障害がある人への仕事のあっせんや紹介はしておりません。しかし、採用計画や求人内容をご案内いただければ、ハローワークや支援機関と連携をして、企業様がより多くの求職者と出会っていただけるようサポートします。

Q4：採用する前に、インターンシップや職場実習を行うことはできますか？

→当センターを含め、各支援機関が行う様々な実習制度があります。企業様のご要望をお聞きし、どの制度の活用が最適かを提案させていただきます。

Q5：設備改善について相談はできますか？

→労務管理、医療、建築など様々な分野の専門家が「障害者雇用管理サポーター」として登録をしています。以下のページから検索することが可能です。

(<http://shienjinzai.jeed.or.jp/>)

障害者雇用納付金制度に基づく助成金については、京都支部高齢・障害者業務課にお問い合わせください。(TEL 075-951-7481)

(<https://www.jeed.or.jp/location/shibu/kyoto/>)

Q6：公務部門(国・地方公共団体)、公務員も相談はできますか？

→公務部門(国・地方公共団体)(※)については、当センターの支援対象とはならないため、ハローワークをご利用ください。

(※) 公務部門(国・地方公共団体)：国及びその出先機関並びに地方公共団体に加え、独立行政法人のうち行政執行法人及び特定地方独立行政法人

② 現在、障害者雇用をしているのですが・・・

Q1：すでに働いている障害のある従業員の相談はできますか？

→当センターでは、新規雇い入れ相談のほか、採用後の雇用管理の相談にも応じています。電話、来所、職場訪問等により対応いたします。

Q2：ジョブコーチの派遣をして欲しい時には、どこに申し込めばよいですか？

→事業所の所在地を管轄するハローワークまたは京都障害者職業センターにご連絡ください。スタートまで、2週間程度の準備期間をいただいております。詳細は「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援」の項目をご覧ください。

※利用に際しては、ご本人、事業所との相談・同意が必要になります。

Q3：ジョブコーチ支援はハローワークのトライアル雇用と併用できますか？

→トライアル雇用と併用できます。ハローワークの他、ご本人が利用する支援機関と連携をして、支援を進めていきます。

Q4：社内で障害者を指導する社員がいないので、ジョブコーチ支援を利用したいのですが、対応してもらえますか？

→ジョブコーチ支援では、ジョブコーチから事業所担当者に障害特性に応じた配慮の仕方、指導方法、職場環境の調整など雇用管理のノウハウをお伝えします。また、ジョブコーチ支援が終了した後に、事業所の中で雇用管理や作業指導ができるようになることを目指しています。したがって、支援期間中にノウハウを伝達する相手がない（指導担当者がいない）事業所では申し訳ありませんが、ご利用いただけません。

Q5：職場復帰についての相談はできますか？

→センターでは、うつ病等で休職中の方を対象にしたリワーク支援を実施しています。詳細は「リワーク支援」の項目をご覧ください。

高次脳機能障害者の職場復帰、障害者雇用で働いている従業員の職場復帰等の相談にも対応しています。まずは、お電話にてお問い合わせください。